

# 第1章 川崎市の条例指定制度

## 1 条例指定制度とは

条例指定制度とは、各自治体が独自に定める基準等を満たしたNPO法人を条例により指定することができる制度で、指定を受けた法人に対して個人が寄附をすると、その自治体の個人住民税の寄附金控除の対象となります。

地方税法により、指定する法人の名称と主たる事務所の所在地を条例自体に記載することが義務付けられていますが、導入の判断や指定の基準等は、各自治体の裁量に委ねられています。このため、**指定の基準や手続きは各自治体により異なる**ものとなっております、導入している自治体は、少ない状況です。

## 2 川崎市の制度の特徴

川崎市における条例指定制度の特徴は、次のとおりです。

### (1) 地域に根ざした活動を行う法人を幅広く指定

地域課題の解決や豊かな地域社会づくりに、その機動力を生かしてきめ細かく対応している、地域に根ざした公益的な活動を行うNPO法人を幅広く指定の対象とします。

### (2) 本市独自の数値基準により、市民が公益性を判断

透明性や公平性を確保するため、その法人の「地域における支持」を示す川崎市民の寄附者等の数を算定対象とした独自の基準を設けており、法人の公益性の判断を市民に委ねているともいえます。

### (3) 条例指定を受ける過程で、法人への寄附を促進

法人が条例指定を受けることを目指し、数値基準を満たすために、寄附を集める取組などを進めることなどにより、法人の財政基盤を強めるとともに、市民による相互支援を促進することを目的としています。

### (4) 法人の事務負担の軽減

できるだけ複雑な制度とせず、分かりやすい基準を設定しています。

また、事業規模が年間800万円未満の法人を対象に、インターネットでの情報公開等の基準を免除した特例を設けるとともに、条例指定を経て認定を取得する法人の利便性にも配慮し、認定制度の提出書類に準じた様式を定めています。

### (5) NPO法の趣旨に反する活動を行う法人は、指定の対象外

NPO法の趣旨に反する事実がある法人を指定NPO法人の対象としないよう、法人の事業活動が「不当な利益につながるものではないこと」という独自の基準を設け、社会通念に照らし、外部委員からなる川崎市指定特定非営利活動法人審査会（以下、「審査会」という。）で厳正に判断します。